

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税事務
	<p>【業務全体概要】</p> <p>1. 課税準備事務 (1)個人世帯状況の整理 住民基本台帳に記載されている内容及び住登外登録されている情報から賦課期日時点の現況の反映を行う。 (2)住民税申告書提出依頼の発送 住民税申告書の作成を申告対象者に依頼するために、申告が必要な者に住民税申告書の提出依頼を発送する。</p> <p>2. 課税資料受付事務 (1)給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) (2)住民税申告書の受付及び確定申告書、法定資料の受付(紙、国税連携電子データ) (3)公的年金等支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) (4)他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。</p> <p>3. 当初賦課事務 課税資料として受けた個人毎の複数の課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、納税通知書等を作成、発送する。</p> <p>4. 賦課更正事務 当初賦課後に、税務署からの修正申告書、更正決議書等や調査により賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。</p> <p>5. 調査事務 (1)扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査し、申告誤りがある場合には賦課内容の更正を行う。 (2)税務署通知 調査により賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。</p> <p>6. 証明書交付事務 交付申請に基づき、課税証明書や所得証明書を交付する。</p> <p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、個人住民税業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 ③課税資料に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 「1. 課税準備事務」、「2. 課税資料受付事務」、「3. 当初賦課事務」、「4. 賦課更正事務」、「5. 調査事務」において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 「2. 課税資料受付事務」において、課税資料に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 ③帳票への印字 申告書及び納税通知書等に個人番号を出力する。(当面は出力しない。)</p> <p>III. 特定個人情報の提供 「3. 当初賦課事務」、「4. 賦課更正事務」で作成する個人番号を含むデータを団体内統合宛名システムへアップし、団体内統合宛名システムから中間サーバーへ送信する。</p>
②事務の内容 ※	

【添付資料1】

	<p>IV. 特定個人情報の利用</p> <p>①中間サーバーを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。</p> <p>②中間サーバーを通じ障害者手帳等情報の照会等を行う。</p> <p>③中間サーバーを通じ他自治体の個人住民税納稅義務者の所得情報の照会等を行う。</p> <p>④中間サーバーを通じ他自治体の個人住民税納稅義務者の扶養関係情報の照会等を行う。</p> <p><中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容></p> <p>①新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件)</p> <p>②番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件)</p> <p>③番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件)</p>
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	固定資産税事務		
	<p>【業務全体概要】</p> <p>1. 課税台帳の整備事務 (1) 土地課税台帳の整備 売買や地目の変更といった土地の異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて土地課税台帳を整備する。 (2) 家屋課税台帳の整備 売買や住宅の新築・取り壊しといった家屋の異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて家屋課税台帳を整備する。 (3) 償却資産課税台帳の整備 償却資産申告書を発送する。また、提出された償却資産申告書を受け付、申告書の内容を確認する。 (4) 納税義務者の変更 固定資産の所有者のうち死亡者を把握し、相続人の調査を行う。</p> <p>2. 価格の決定事務 地方税法の規定に基づき、毎年3月31日までに固定資産の価格を決定する。</p> <p>3. 縦覧帳簿・名寄帳の作成・公開事務 固定資産の価格を決定した後、縦覧帳簿や名寄帳を作成し、納税者等の求めに応じ公開する。</p> <p>4. 初期賦課事務 (1) 税額の計算 固定資産の価格を決定した後、固定資産税と都市計画税の税額を計算する。 (2) 納税通知書の作成・発送 固定資産税、都市計画税の納税義務者に対して納税通知書を作成し、発送する。</p> <p>5. 賦課更正事務 初期賦課後に固定資産の価格を修正した場合、修正した内容を納税義務者に通知する。</p> <p>6. 証明書交付事務 交付申請に基づき、評価証明書、公課証明書等を交付する。</p> <p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、固定資産税業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ① 住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ② 未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 ③ 償却資産申告書から個人番号を取得する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ① 本人確認(真正性確認) 固定資産税事務全般において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ② 帳票への印字 申告書及び納税通知書等に個人番号を出力する。</p> <p>III. 特定個人情報の利用 中間サーバーを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。</p> <p><中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容> ① 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) ② 番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件)</p>		
③対象人数	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満	

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	軽自動車税事務		
<p>【業務全体概要】</p> <p>1. 申告書受付事務 ・軽自動車税申告書を受付ける。 (原付、小型特殊以外については、陸運局及び軽自動車検査協会にて受けた軽自動車税申告書情報を受領。) ・また、課税保留、課税免除、減免の申請を受付ける。 ・地方公共団体システム機構から初度検査年月を含むデータを受取る。</p> <p>2. 当初賦課事務 賦課期日時点の軽自動車税申告内容を車両台帳に反映し、新年度課税台帳と納税通知書を作成する。作成した納税通知書は封入封緘し、納税義務者へ送付する。</p> <p>3. 賦課更正事務 当初賦課以降に賦課期日以前の軽自動車税申告を受領した場合や、課税保留および減免の申請があつた場合は、賦課した税額を変更する。納税通知書または税額変更通知書を作成し、納税義務者へ送付する。</p> <p>4. 転出者への調査事務 転出した納税義務者に対して、登録されている定置場の変更が正しく行われているかを調査する。</p> <p>5. 証明書交付事務 交付申請に基づき、継続検査用納税証明書を発行する。</p> <p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、軽自動車税業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>②事務の内容 ※</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 ③軽自動車税申告書から、未登録の個人番号を取得する。(当面記載しない。)</p> <p>II. 個人番号の利用 ①対象者を正確に把握するため 事務全般において、対象者を正確に把握し、公平かつ適正な課税を行うため、個人番号を利用する。 ②帳票への印字 納税通知書等に個人番号を出力する。(当面記載しない。)</p> <p>III. 特定個人情報の提供 住登外システムより、個人番号を含む宛名情報を団体統合宛名システムに送信し、団体統合宛名システムにて団体内統一宛名番号を探査する。その後、団体統合宛名システムから符号要求を行い符号生成を行う。</p> <p>IV. 特定個人情報の利用 中間サーバーを通じ障害者手帳等情報の照会等を行なう。</p> <p><中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容> ①新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) ②番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件)</p>			
③対象人数	[1万人以上10万人未満]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上</p>	
		<p>2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>	

I 基本情報

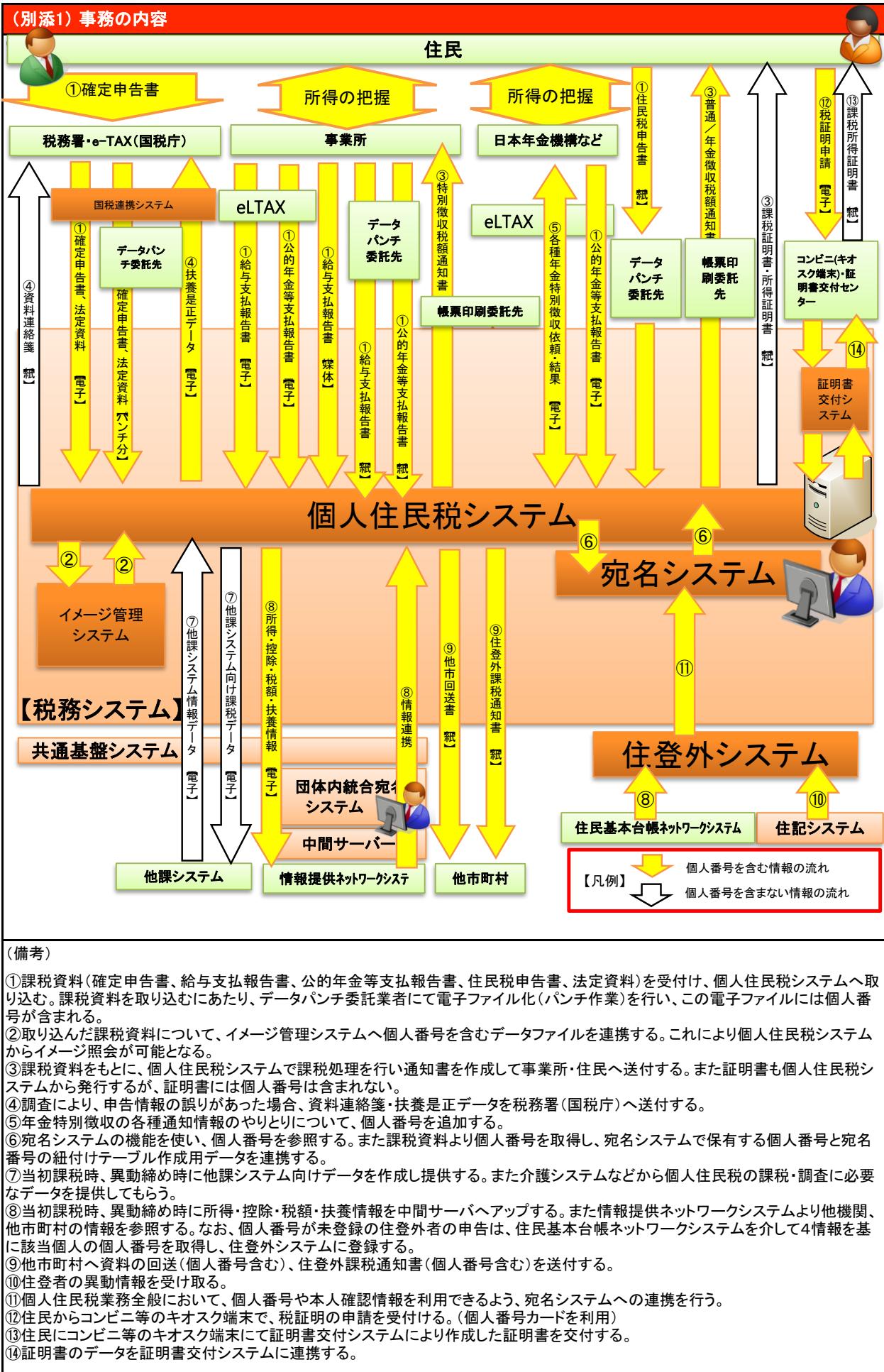
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	収納事務		
<p>【業務全体概要】</p> <p>1. 調定登録・変更事務 (1)当初賦課による調定の登録 各税目の調定情報を受け取り登録する。 (2)税額更正による調定の変更 各税目において税額が変更された場合、変更調定情報を受け取り登録する。</p> <p>2. 収納消込事務 納付書による入金や口座振替による入金等の情報をもとに消込を行い、調定額と収入額を比較し、完納、未納、過誤納を判定する。</p> <p>3. 口座振替の管理 口座振替結果の確認を行い、正常に口座振替ができた場合は、口座振替済通知書を納税者へ送付する。口座振替ができなかった場合は、口座振替不能通知書を納税者へ送付する。 また、口座振替依頼、停止など、納付方法に変更があった場合に整備を行う。</p> <p>4. 還付・充当事務 二重払いや税額更正による減額などにより、過誤納金が発生した場合、還付・充当事務を行う。</p> <p>5. 訴訟事務 納期限を過ぎても納付がない納税者に対し、督促状を発送して納付を促す。</p> <p>6. 返戻・公示事務 送付先不明などの理由で納税通知書、督促状が返戻となった場合、正しい送付先を調べて再度送付する。また、送付先が不明のものについては、市の掲示場に必要事項を掲示(公示)する。</p> <p>7. 決算事務 当該年度の収入実績をまとめる。また、収入未済額を翌年度に徴収するにあたり繰越処理を行う。</p> <p>8. 窓口事務 証明書の交付と納付書の再発行を行う。 (1)納税証明書等の交付 交付申請に基づき、証明日現在における納付状況等を記載した納税証明書等を交付する。 (2)納付書の再発行 納付書の紛失や持参を忘れた納税者への対応として納付書を再発行する。</p> <p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、収納業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②本人に個人番号を確認し、住登外システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力して、収納システムに連携する。 ③未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。</p> <p>II. 個人番号の利用 本人確認(真正性確認) 収納事務全般において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。</p>			
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

I 基本情報

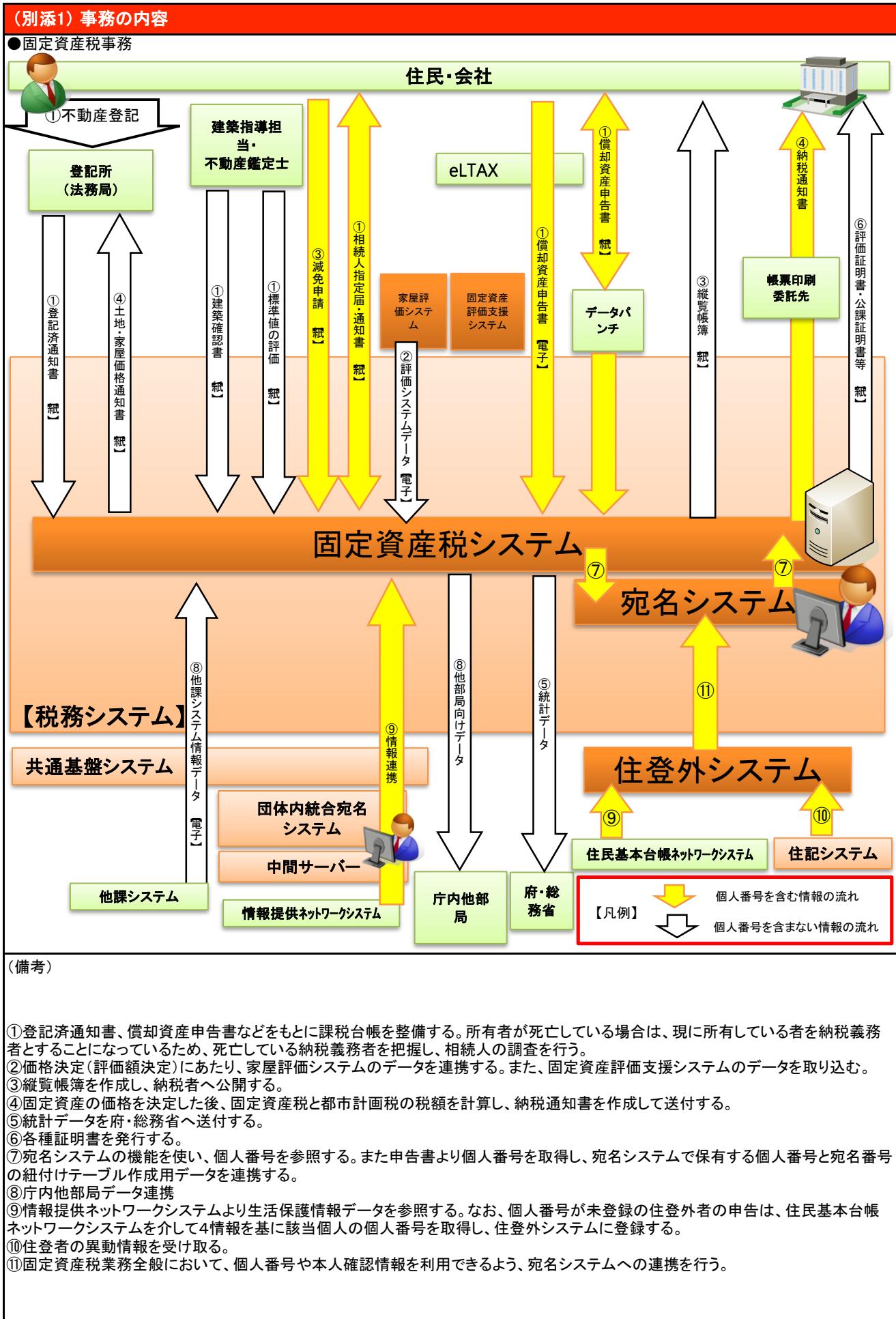
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

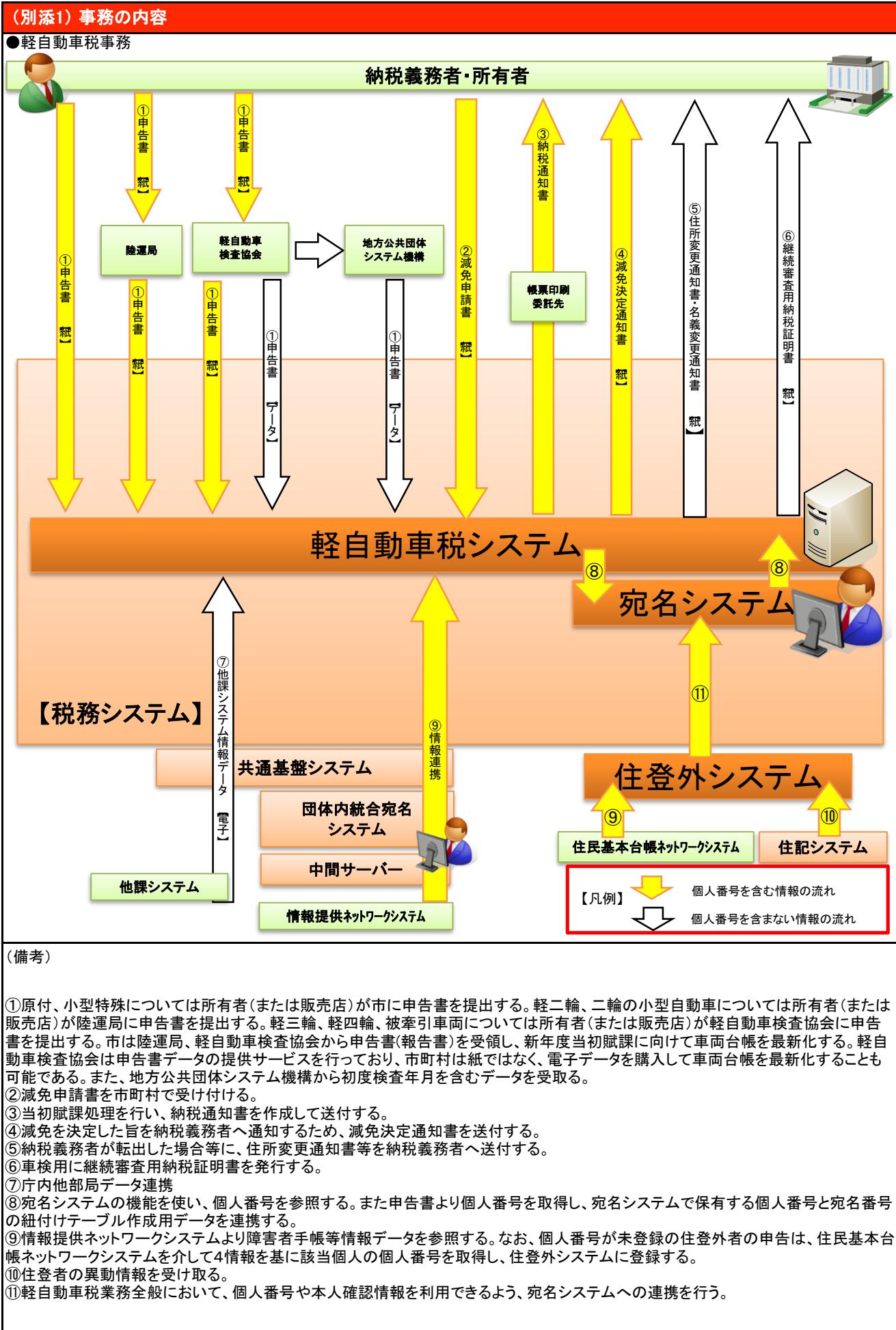
①事務の名称	滞納整理事務		
	<p>【業務全体概要】</p> <p>1. 催告(隨時実施) 督促を行ったにもかかわらず納付されない滞納者に対し、さらに納付を促すために催告を行う。</p> <p>2. 納税猶予(隨時実施) 納期限までに納付できない事情があり徵収を延期すれば納付を見込める滞納者には申請により納税の猶予を行う。</p> <p>3. 財産調査(隨時実施) 催告や納税相談の効果がなく納付の見込みが立たない場合、滞納者の財産調査を行う。</p> <p>4. 執行停止(随时実施) 財産調査の結果、滞納処分をすることができる財産がないなど納付の見込みがない滞納者には滞納処分の執行停止を行う。</p> <p>5. 滞納処分(随时実施) 財産調査の結果、納付できる経済力があるにもかかわらず納付の意志がない滞納者に対し滞納処分を行い、その後、換価し、税に充てる。</p>		
②事務の内容 ※	<p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、収納業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②本人に個人番号を確認し、住登外システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力して、収納システムに連携する。 ③未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。</p> <p>II. 個人番号の利用 本人確認(真正性確認) 滞納整理事務全般において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。</p>		
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

【添付資料1】

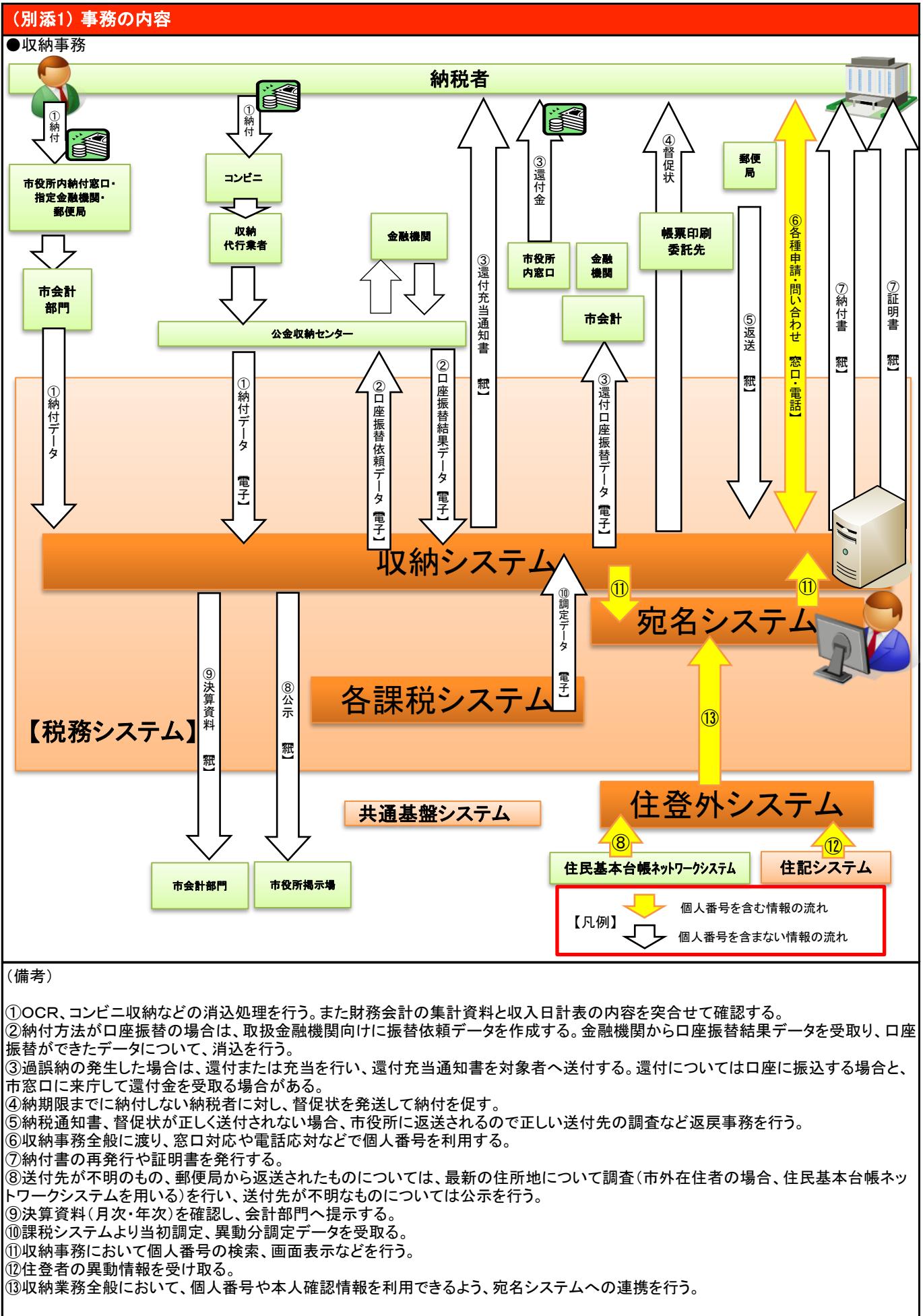


【添付資料1】





【添付資料1】



【添付資料1】

(別添1) 事務の内容

●滞納整理事務

